

# 坂井市立春江中学校

## いじめ防止対策基本方針

### 坂井市立春江中学校

平成26年4月1日	策定
平成27年4月	一部改訂
平成28年4月	一部改訂
平成29年4月	一部改訂
平成30年4月	一部改訂
平成31年4月	一部改訂
令和2年4月	一部改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3 いじめの防止等のための具体的取り組み

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 校長は、本校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 校長は、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

#### (2) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

##### ○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

##### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

#### (3) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努める。

##### ○評価項目

##### 【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・いじめに係る情報が学校の中に共有され解消に向けて組織的に対処している。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。

##### 【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・アンケートや面談を通じて、悩みや不安を先生に伝えている。

##### 【保護者】

- ・教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。

- ・アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安を把握する取組を行っている。

#### **(4) 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組**

- 「正義を重んずる学校」を目指し、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。
- 以下の生徒を含め、配慮が必要な生徒については、日常的に、その生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携及び周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ・発達障害を含む、障害のある生徒 ・帰国子女等外国につながる生徒
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
  - ・震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
  - ・新型コロナウイルスに感染した生徒

#### **(5) いじめの早期発見のための措置**

##### ○いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 各学期に2回
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（5月・10月・2月）
- ・自己チェック（毎日提出する「あゆみ」などの記述欄から情報を得る。）

##### ○いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制

の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置（教育相談部会）

○いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## **(6) いじめの事案対処**

○「いじめ対応サポート班(P 6 参照)」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全確保をするとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

## **(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。また、保護者会での文書を通じた注意喚起の呼びかけや、学年通信などを利用し情報提供を行う。

## **(8) いじめに対する措置**

○いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### **(9) いじめの解消**

- いじめが解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
  - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間(3か月を目安)を経過していること。
  - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないということ認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

### **(10) いじめによる重大事態への対処**

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、坂井市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## **4 いじめ防止等のための組織**

### **(1) 「いじめ対策委員会」の設置**

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

#### **<構成員>**

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生活担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

### <活動>

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

### <開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## **(2) 「いじめ対応サポート班」の設置**

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

### <構成員>

生徒指導主事、学年主任、学年生活担当、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等の関係教員（必要に応じて管理職および関係機関職員）

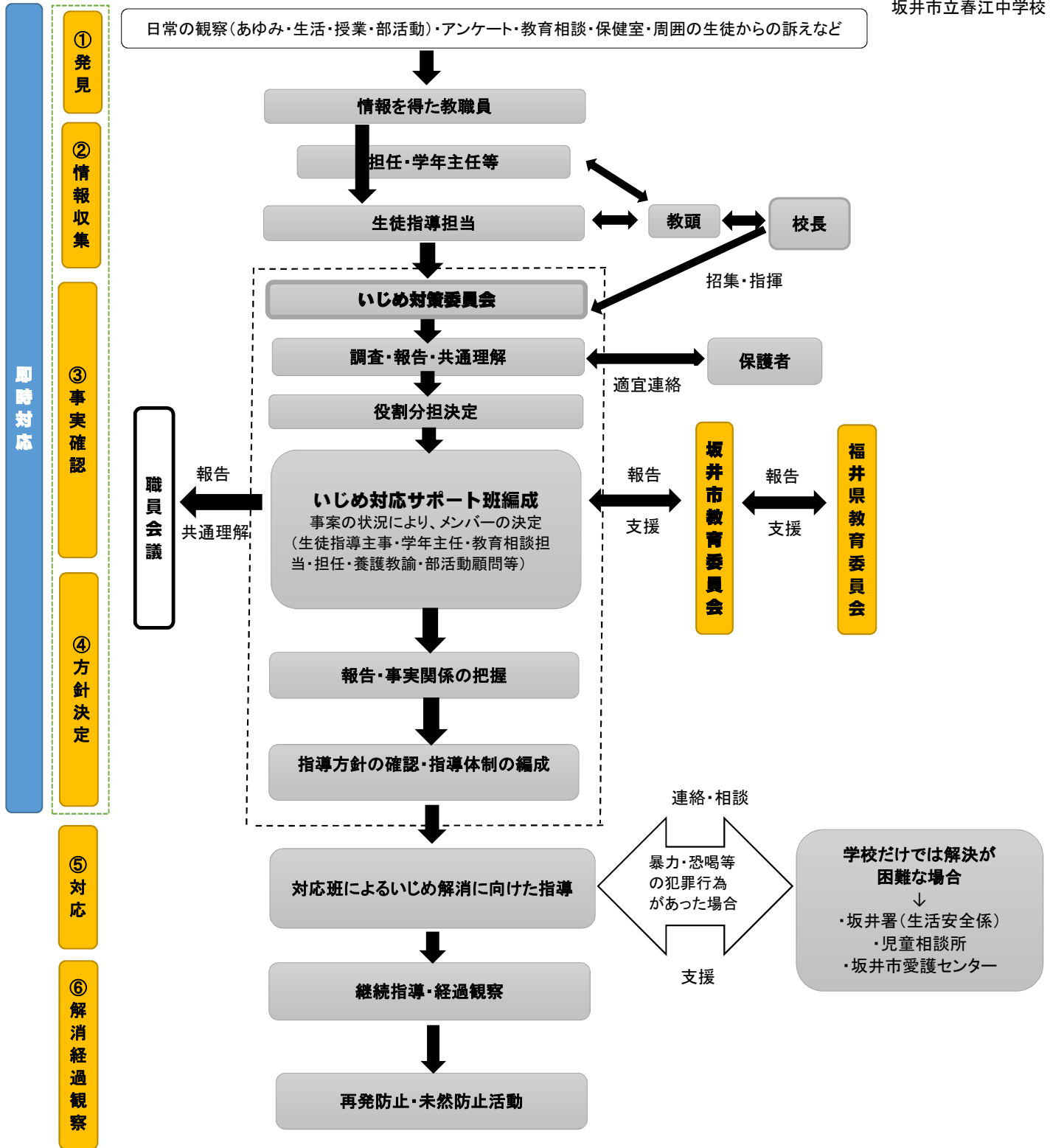
### <活動>

- ・当該いじめ事案の対応方針確認
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

## **(3) 組織図 P7、P8**

## **4 いじめ対策の年間行動計画 P9～P12**

# いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



※ 上記の対応は、基本マニュアルであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

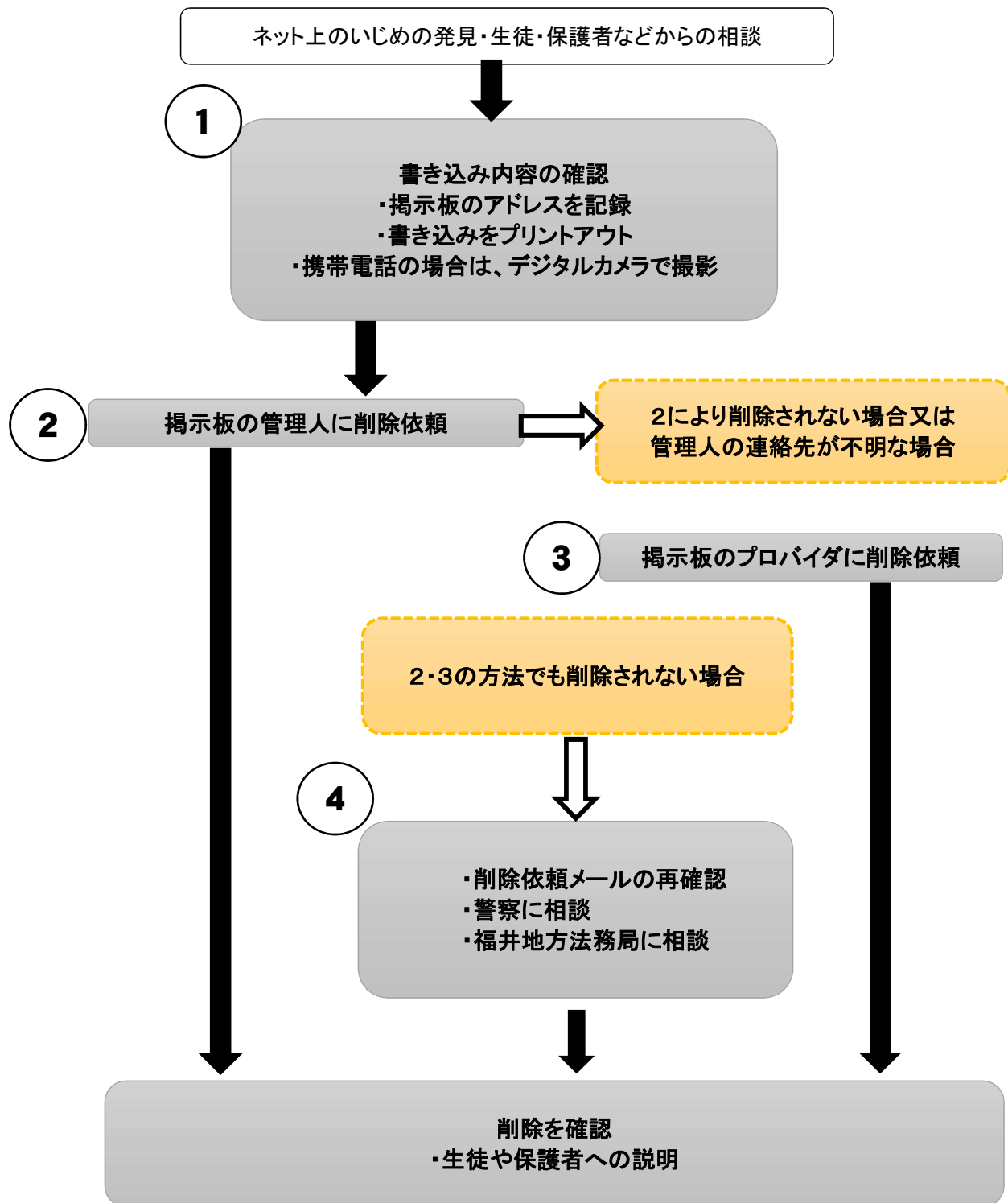
※ 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。



# ネット上でのいじめ（誹謗・中傷）の削除の流れ

坂井市立春江中学校



# 令和2年度 いじめ対策の年間行動計画

【4～6月】

坂井市立春江中学校

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<p><b>いじめ対策委員会</b> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ <b>職員会議</b> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ <b>PTA総会</b></p> <p><b>現職教育(生徒理解)</b> ・年度初めの生徒の</p>	<p>☆スタートチェック(アンケート)</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p> <p>部活動体験(1年生) 2、3年生の教え合い活動</p> <p>情報モラル学習 ・インターネットの正しい知識と安全な使い方 ・携帯電話(スマートフォン)の正しい使い方</p>		
5月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例) ↓ <b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p><b>現職教育</b> ・いじめ問題への取組 ・魅力ある学校づくり</p>	<p>春季校外研修 ・ルール作り、グループ活動を通じた絆づくり</p> <p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>第1回 教育相談・個別面談</p> <p>生徒総会(前期) 主体性のある生徒へ(自主的な活動 絆づくり リーダーの育成)</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p>		
6月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例) ↓ <b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p>	<p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>家庭訪問 ・保護者との意見、情報交換</p> <p>町内でのボランティア活動</p> <p>職場体験 ・進路選択の意識の啓発</p> <p>修学旅行 ・計画やルール作りなどを通してコミュニケーション活動を行う</p> <p>あいさつ運動(学級ごと)</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p> <p>★よかったシャワー</p> <p>ひまわり教室 ・非行防止 薬物乱用防止 ネットモラル、犯罪</p>		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例) ↓ <b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p><b>授業研究</b> (教科)</p> <p><b>保護者会</b> ・情報交換 ・家庭での様子確認</p> <p><b>取組評価アンケート①分析</b></p>	<p>「子どもの声調査」・生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p><b>授業研究</b> (各教科)</p> <p><b>中体連選手激励会</b></p> <p><b>ピアサポートプログラム活動</b> 絆、居場所づくり</p> <p>★よかったシャワー</p> <p><b>町内でのボランティア活動</b> 地域の祭り(でんすけ祭り)への参加</p>		
8月	<p><b>いじめ対策委員会</b> ・取組評価アンケートの分析をもとに ・2学期に向けて ↓ <b>職員会議</b> ・重点項目確認</p> <p><b>いじめの校内研修会</b> ・1学期の反省 ・2学期の取り組み</p>	<p><b>資源回収</b>(地区内の活動を通して絆を深める)</p> <p><b>夏季学習会</b>(学習支援)</p>	<p>学校祭に向けた取組</p>	
9月	<p><b>情報発信</b> ・評価アンケート①結果 ・2学期の取り組み等 ↓ ホームページ・通信等で</p> <p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例) ↓ <b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p><b>現職教育(生徒理解)</b> ・夏休み明けの生徒の実態把握</p>	<p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>★セカンドチェック(アンケート)</p> <p><b>体育祭</b> ・色別応援、綱引き、制作などを通しての絆、居場所づくり</p> <p>★よかったシャワー</p> <p><b>文化祭</b> ・制作を通して絆、居場所づくり ・「春中スマホット宣言」の検討</p>		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例)</p> <p>↓</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p>	<p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>第2回 教育相談・個別面談</p> <p>いじめ撲滅運動(生徒会執行部)</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p> <p>あいさつ運動(部活動ごと)</p> <p>赤ちゃんだっこ体験 ・体験を通して、命の大切さや思いやりをもつ</p>		
11月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例)</p> <p>↓</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策等 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>授業研究 (教科)</p>	<p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>生徒総会(後期) 自ら考えられる生徒へ(自主的な活動 絆づくり リーダーの育成)</p> <p>オフタイム運動 ・SNS、メール、ゲームの時間を減らす取組 ・学習、読書、家族との会話を増やす取組</p> <p>授業研究 (各教科)</p> <p>ハーモニーコンサート</p> <p>第4回 選択講座制学習会(学習支援)</p>		
12月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例)</p> <p>↓</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>保護者会 ・情報交換 ・家庭での様子確認</p> <p>取組評価アンケート②分析 ・未然防止に生かす ・1学期末との比較</p>	<p>「子どもの声調査」・生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>人権週間 ・人権集会 ・人権作文 ・全校道徳</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所作り</p> <p>基礎学習会(学習支援)</p>		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例)</p> <p>↓</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>↓</p> <p><b>情報発信</b> ・評価アンケート②結果 ・3学期の取り組み等</p> <p>↓</p> <p><b>現職教育(生徒理解)</b> ・生徒の実態把握</p>	<p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p><b>オフタイム運動</b> ・SNS、メール、ゲームの時間を減らす取組 ・学習、読書、家族との会話を増やす取組</p> <p>☆サードチェック(アンケート)</p> <p><b>ピアサポートプログラム活動</b> 絆、居場所づくり</p> <p><b>情報モラル学習</b> ・インターネットでのトラブル、犯罪防止 ・携帯電話(スマートフォン)の正しい使い方</p>		
2月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例)</p> <p>↓</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p><b>現職教育(生徒理解)</b> 生徒の実態把握 反省と次年度へ生かす</p> <p><b>授業研究</b> (教科)</p>	<p>生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p><b>第3回 教育相談・個別面談</b></p> <p><b>ピアサポートプログラム活動</b> 絆、居場所づくり</p> <p><b>卒業生を送る会・部活動単位での送る会</b> 制作や活動を通して絆、居場所づくり</p> <p><b>授業研究</b> (各教科)</p>		
3月	<p>生徒指導部会(定例) 教育相談部会(定例) 支援員連絡会(定例)</p> <p>↓</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p><b>取組評価アンケート③分析</b> ・年間での比較</p> <p><b>情報発信</b> ・評価アンケート③結果 ↓ ホームページ・通信等で</p>	<p>「子どもの声調査」・生活の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p><b>ピアサポートプログラム活動</b> 絆、居場所作り</p> <p>★よかったシャワー</p> <p><b>校内球技大会</b> 絆・居場所づくり</p>		